

産業廃棄物処分業許可申請書

平成30年 11月 12日

群馬県知事 あて



申請者

ふりがな ぐんまけんきりゅうしあいおいちよう
住 所 群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1

ふりがな りょうもうしげんかいはつ すだのぼる
氏 名 株式会社両毛資源開発 代表取締役 須田昇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 (0277) 55-6077
郵便番号 376-0011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）を記載すること。）</p>	<p>1. 選別：①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥がらすくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類 2. ①溶解：^①廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る） 3. 選別：①廃プラスチック類、②金属くず、③がらすくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※①、②、③は廃電気製品に限る</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1 電話番号 (0277) 55-6077 事業場 群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1 電話番号 (0277) 55-6077</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>別紙 事業に供するすべての施設による</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙 事業に供するすべての施設による</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>1. 選別：スクリーン方式 トロツル、磁選機、選別用コンベア、保管施設、計量器、散水装置、集塵装置 2. 溶解：熱溶解方式 溶解機、投入機、保管施設、計量器 3. 選別（廃家電製品の解体）：手選別解体 解体作業台、解体作業工具、保管施設、計量器</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1

氏 名 株式会社両毛資源開発

代表取締役 須田昇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 25年 11月 20日

許可の有効期限 平成 30年 11月 19日

ダウンロード版

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別）、中間処理（溶融）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別）①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

中間処理（溶融）①廃プラスチック類（以上1種類）

※①については、廃発泡スチロールに限る。

中間処理（選別）①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

※①、②及び③については、廃電気製品に限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別）の設置場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平545番6、545番12、545番13、545番14、546番1、546番5、547番1、547番2及び549番2

イ 中間処理施設（選別）の設置年月日

平成 20年 9月 19日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力
廃プラスチック類 [64m³/日]
紙くず

木くず
繊維くず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平 5 4 5 番 6、5 4 5 番 1 2、5 4 5 番 1 3、5 4 5 番 1 4、5 4 6 番 1、5 4 6 番 5、5 4 7 番 1、5 4 7 番 2 及び 5 4 9 番 2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 63.5㎡ 保管容量 58.8m³

(2) ア 中間処理施設（溶融）の設置場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平 5 4 5 番 6、5 4 5 番 1 2、5 4 5 番 1 3、5 4 5 番 1 4、5 4 6 番 1、5 4 6 番 5、5 4 7 番 1、5 4 7 番 2 及び 5 4 9 番 2

イ 中間処理施設（溶融）の設置年月日

平成 20年 9月 19日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 溶融

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.32t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平 5 4 5 番 6、5 4 5 番 1 2、5 4 5 番 1 3、5 4 5 番 1 4、5 4 6 番 1、5 4 6 番 5、5 4 7 番 1、5 4 7 番 2 及び 5 4 9 番 2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 9㎡ 保管容量 6.7m³

(3) ア 中間処理施設（選別）の設置場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平 5 4 5 番 6、5 4 5 番 1 2、5 4 5 番 1 3、5 4 5 番 1 4、5 4 6 番 1、5 4 6 番 5、5 4 7 番 1、5 4 7 番 2 及び 5 4 9 番 2

イ 中間処理施設（選別）の設置年月日

平成 20年 9月 19日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [2.4t/日]

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県桐生市相生町三丁目字陣平 5 4 5 番 6、5 4 5 番 1 2、5 4 5 番 1 3、5 4 5 番 1 4、5 4 6 番 1、5 4 6 番 5、5 4 7 番 1、5 4 7 番 2 及び 5 4 9 番 2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 1.8㎡ 保管容量 2.2m³

3 許可の条件

なし

様式第九号（第十条の六関係）

4 許可の更新、変更の状況

平成 20年 11月 20日 新規許可

平成 25年 11月 20日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無